

千葉市主催の就職イベント（ちばふくフェア）参加！

2月3日の節分の日。千葉駅ビル「ペリエ」の7Fペリエホールにて、千葉市主催の介護事業者合同就職説明会「ちばふくフェア」が開催され、当法人もブースを出させていただきました。

前日の雪の影響は無く行われていましたが、参加法人が25法人。一般参加者はそれを下回る数であったようで少々残念ではありましたが、今後も継続的に行われて、行事として洗練されて行くのだと思います。

介護の世界に目が向けられる様に、私達も介護現場の現状を発信していく必要があると感じました。



～家族の会サロンより～

家族の会サロンは毎月第3木曜日に若松事業所ふれあいサロンにて13:30～15:00まで開催中です！
今後の開催日
3月15日、4月19日、

←当日は熊谷市長もご公務に多忙の折、見学され挨拶もなされていました。

シャローム若葉 各サービス空き情報

第1デイ	空きがあります。お住いや曜日によって条件が異なりますので、ご相談頂ければ対応させていただきます。	訪問介護	(月)△ (火)△ (水)△ (木)△ (金)△ ご希望に副える様対応させていただきます。
第2デイ	空きがあります。お住いや曜日によって条件が異なりますので、ご相談頂ければ対応させていただきます。	虹の家	現在、満室ではございますが、いつでも入居受付を行っておりますので、ご相談下さい。

新春書き初め展 若松台ふれあい広場 書道サークルの皆様



発行：社会福祉法人 三育ライフ
シャローム若葉
理事長：東海林 正樹
施設長：高幣 義嗣
広報委員会：
岩井由紀子・芳賀卓・永島慎志
お問い合わせ先：
info@shalomwakaba.com
HP: http://www.shalomwakaba.com/

シャローム若葉 桜木本部
第1 デイサービスセンター TEL: 043-234-5111
第2 居宅介護支援事業所 TEL: 043-308-8588 FAX: 043-234-5119 (共通)
生活支援コーディネーター TEL: 043-308-3020
シャローム若葉 若松
第2 デイサービスセンター TEL: 043-235-4866 FAX: 043-235-4850
グループホーム虹の家 TEL: 043-235-4867 FAX: 043-235-4868
ライフハウス
居宅介護支援事業所 TEL: 043-214-3450
訪問介護事業所 TEL: 043-214-5567 FAX: 043-234-8411 (訪問・居宅共通)
福祉用具貸与事業所 TEL: 043-309-8598 FAX: 043-234-8412 (福祉用具)
千葉市あんしんケアセンター 桜木
TEL: 043-214-1841 FAX: 043-214-8787

【編集後記】
毎年の事ですが、今年もインフルエンザが流行しています。今年は千葉市も例年にない報告数で、特にB型が多くなっているようです。うがい手洗いはもちろんですが、マスクをして予防と咳エチケットをしましょう。(I)



こんにちは

2018年
2月号

いのちを敬い いのちを愛し いのちに仕えることによって 神の愛の実現に奉仕する
HP / http://www.shalomwakaba.com

平成30年2月15日発行



今年もシャロームには鬼が襲来！鬼もインフルエンザは怖いらしくマスク着用です！

地域と福祉のあんしん懸け橋

2月といえば節分🍱 節分といえば「鬼は外、福は内」…いや、現代は「恵方巻」が優勢でしょうか？

私は「節分」と聞くと、父を思い出します。子供のころ、節分が嫌でした。

生まれ育った家は京浜急行線の駅前、箱根駅伝の通過する国道1号線沿いにあり、自動車関係の商いをしていました。節分の夕方5時に仕事を終えると柵いっぱいに入豆を入れて 家中の窓、店の戸を開け 拡げて大きな声で「鬼は外～、福は内～」と 駅まで響き渡るような大きな声で撒くのです。子どもながらに恥ずかしくていやでたまりませんでした。

「早く終われ～」と念じながら、こっそり隠れて見ていたことを思い出します。

終わった後は「歳の数だけ豆を食べる」という決まりでしたが、数の少ないことが不公平に思えて、誤魔化してたくさん食べていたことも今では笑い話です。

今考えると、思い出で、父が季節の行事を大切にしてくれていたことで自然に教えてくれたことに感謝のきもちでいっぱいです。そんな話を父とゆっくり語り合ってみたくかったです。

節分は「季節を分ける意味」であり年に4回、立春、立夏、立秋、立冬それぞれの前日が「節分」になるわけですが、なぜ立春の前日2月3日の節分が重

要視されるのか？

旧暦の一年の始まりは立春頃の為、他の節分よりも重要視されているということです。

日本には美しく素晴らしい四季があり、季節を感じて日々を送っています。

「季節を感じる」⇒「五感を刺激する」⇒
⇒「脳の活性化」

視る（視覚）・聴く（聴覚）・嗅ぐ（嗅覚）・味わう（味覚）・触れる（触覚）

例えば「土」

歩くことが可能なら、舗装されたアスファルトではなく「土を踏むことが大事」と言われます。

足底から伝わる感覚が脳を刺激するようで、足の平で大地を踏みしめて歩くことで身体のバランスを整える効果もあるとか。

歩行が困難であっても、立位が困難であっても、もし足底を地（床）につけることができるのなら、ぜひ着きたいものです。見える景色も変わり、五感を刺激する事に繋がります。

寒い冬を乗り越えて春です。「見て」「聴いて」「嗅いで」「触れて」「味わって」五感をフル稼働して、改めて季節を感じてみてはいかがでしょうか。



訪問介護事業所 主任 貴島 美里

シャローム若葉一言掲示板

各事業から一言メッセージを掲載させていただきます。
気になる点がございましたらお気軽にお電話下さい。

今回は3月号にて第2デイ、第1居宅、訪問介護、福祉用具、生活支援コーディネーターの5事業所となります。お楽しみに！

あんしん	虹の家
第1デイ	第2居宅
給食部門	

第一給食では調理方法の一つとして、油をほとんど使わない料理をしております。(油を引かず弱火で調理)揚げ物は無理ですが、炒め物は十分美味しく出来上がります。カロリーオフにもなりますので、一度お試しください。 第1給食

虹の家では、福祉系専門学校の社会人学生の実習受け入れをしています。一か月の間、教える緊張と自分の言動の振り返りに、良い機会をいただいたと思っています。 虹の家

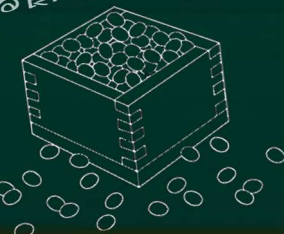
4月下旬、都賀コミュニティセンター・いきいきセンターがいよいよ再開します。
‘ますます元気になろう会’ ‘元気で長生きめざそう会’も金曜日14:30~いきいきセンターでの体操を続ける予定です。
参加ご希望の方は、あんしんケアセンター桜木(043-214-1841)までご連絡ください。 あんしん

新しい仲間が増えました!! 仲田CMです。ご家族がシャローム若葉のサービスをご利用になられ、「ぜひ、シャローム若葉の仲間になれ!!」と入職。 第2居宅

仲田ケアマネから一言「新米ケアマネですが一日も早く、ご利用者とスタッフの架け橋になれるよう頑張りたいと思います!!」 第2居宅

2月2日(金)に1日早いですが、節分の豆まきを行いました! 「鬼には金棒」かと思いきや、まさかの「マラカス」を得物を持った陽気な鬼の襲来でした。 第1デイ

年々増える食べる豆



平成30年度介護保険改定について② ~訪問介護事業編~

前号から引き続き、介護保険の改正についてご紹介致します。第2回は訪問介護編となります。非常に多くの改定が行われますので、ピックアップしてご案内致します。

・サービス提供責任者(以下サ責)の任用要件の見直し

今までのサ責の要件としては、介護福祉士や実務者研修修了と共に、初任者研修修了(と旧ヘルパー2級)でも可となっていました。(但し報酬は減額)ですが今後は初任者研修修了(と旧ヘルパー2級)ではサ責になる事が出来なくなりました。(※2018年度は経過措置で2019年度から不可となります) →「専門的な知識を得た職員がサ責になる事で適切なサービス提供に繋げる」

・身体介護と生活援助の報酬にメリハリ

現在、生活援助の担い手を拡大する方向で進んでいます。現在ヘルパーになるには初任者研修(130時間)を受講しなければなりません、それよりも短いカリキュラムで「生活援助専門の介護職員」を養成し、福祉における人材の確保を目指しています。(「生活援助専門の介護職員」が入る場合と「介護福祉士」や「ヘルパー1級」が入る場合の報酬(=利用料金)には違いはありません)

国は「介護への入り口」が緩和される事により、多様な人材が入るであろうと見越し、人手不足の解消につなげたい狙いがある様です。

そもそも「介護への入り口が難しいから人材不足」という訳だけでも無いとは思いますが…。
※資格取得につきまして、当施設ではヘルパー育成の為に費用を助成しております。

1/26に公表されました社会保障審議会の資料におきましては、訪問介護の単位数は以下の様に改定されるとの事です。(同資料より一部抜粋)

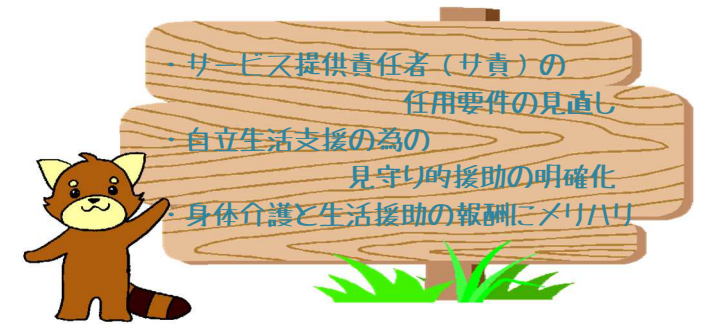
○ 自立支援・重度化防止に資する訪問介護を推進・評価する観点から、訪問介護事業所の経営実態を踏まえた上で、身体介護に重点を置くなど、身体介護・生活援助の報酬にメリハリをつける。

	現行	改定後
身体介護 中心型	~20分	165単位
	20分~30分	245単位
	30分~1時間	388単位
	1時間~1時間30分	564単位
生活援助 中心型	20分~45分	183単位
	45分~	225単位

基本的には生活援助が微減、身体介護は微増という形になります。

その他にも

・生活機能向上連携加算の見直し・訪問回数が多い利用者への対応・集合住宅でのサービスについて等のポイントもありますが、こちらはブログに書かせて頂こうかと思っております。(2月中にはアップ予定)



・自立生活支援の為の見守りの援助の明確化

自立生活支援の為の見守りの援助と言いますのは以下の様な内容を指します。

- 利用者と一緒に調理(安全確認の声かけ、疲労の確認を含む)
- 入浴、更衣等の見守り、介助(転倒予防のための声かけ、気分の確認などを含む)
- 自立支援を目的としてベッドの離床を促すための声かけ(声かけや見守り中心に必要な時だけ介助)
- 移動時、転倒しないように側について歩く(介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る)
- 移動介助を行って店に行き、本人が自ら品物を選ぶよう援助
- 掃除や洗濯などを共に行い、自立支援を促すとともに、安全のための見守り・声かけを行う。

身体介護と生活援助の違いを端的に表せば、「ご利用者の身体に触れるか触れないか」です。

- ・触れるものは身体介護(おむつ交換や入浴介助等)
 - ・触れないものは生活援助(掃除や洗濯、調理等の家事支援)
- ですが、上記の○の例では、身体には触れませんが、身体介護という位置づけになります。この違いをより明確化するとこの事になります。

